

的な問題では片付けられないことは明らかであろう。安定的な金融システムの維持のためにも、安全性を最重視する金融機関の姿勢を非難することはできない。むしろ、金融機関が安全を至上命題とすることを与件とした上で、従来は定性的とされた企業・経営者情報をも包含した形でのスコアリング貸出の仕組みの精緻化や、中小企業における財務指標のより一層の透明性の向上など、貸出の円滑化のために必要な情報の充実が求められている。一方制度面でも、透明性の向上を前提とした上で、破産時の差し押さえ除外財産の範囲拡大等を通じて、新規開業・事業に挑戦しやすい環境を整備すべきである。それらは、金融機関のみに努力義務が課せられるものではなく、中小企業自身や法制度整備など、多方向から課題解決に向けた取り組みが進展することで、初めて達成できるものである。

中小企業における情報の不完全さが、資金供給をはじめとする様々な取引が望ましい水準に達しないことの要因であるならば、その情報の非対称性を解消するための仕組みづくりこそが、何よりも求められているのではないだろうか。

【Reference Review 54-4 号の研究動向・全分野から】

地方分権に関する緒論

人間福祉学部教授 小西砂千夫

林仲宣「地方分権の税法学 (3) -調整局の強化と民間委託」月刊『税』2008年10月号は、地方自治体の滞納対策について実証的な分析を行っている。全体的に、コンビニ収納やカード納税、民間委託の流れは重要としながらも、どちらかといえば警戒的である。少なくとも徴税は公務員がなすべき職務であり、「課税権の放棄といわざるを得ない」などと指摘している。特に情報管理の面で課題は大きいと指摘している。

『都市問題』2008年10月号、99巻10号は、「どうなる？ 霞ヶ関の出先機関」という特集を組んでいる。そのなかで、金子仁洋「道州制を見据えた出先機関改革」は、道州制ビジョン懇談会委員として、出先機関改革に前向きであり、「都道府県は出先機関による広域事務・権限を引き受けなければ「広域地方政府」を名乗る資格はない」という姿勢を示している。つまり「道州制への道は、基本法を創って実施を迫るというような。お上任せの道ではない」のであって、都道府県が自ら可能な地域から「漸次改革を進めて道州制に近づく」ことが望ましいとされる。ついで、五十嵐敬喜「「地域整備局」の解体と「その後」」は、国土交通省地方整備局の見直しが提起されているが、そのなかで、道路特定財源をめぐって地方6団体は一般財源化の阻止と暫定税率の維持という姿勢であった。同論文は、自治体の道路財源への依存したすがたに対して、それをたさなければ、「地方整備局の見直しもまたもや未完に終わり、さらに国民を苦難に強いることになる」と手厳しく批判している。

松本英昭「地方分権改革推進委員会の「第一次勧告」と政府の「地方分権改革推進要綱 (第一次)」を読んで」『自治研究』84巻9号(2008年9月号)は、印象的なコメントを行っているので、それを以下に引用する。

- ・地方公共団体(地方自治体)を「地方政府」と位置づけることは、地方公共団体(地方自治体)の統治団体的性格と地方自治の政治的側面を強調するものであり、これまでとかく、地方公共団体(地方自治体)を行政組織としての側面から見てきた思考による地方自治観・地方自治体観と

は異なったものではないかと思う。

- ・行政分野における各個別の事務・権限に関して、全般を通じてまず感じるのは、多くの見直しで、市と町村とで見直しの内容が異なっているものが多いことである。
そのことにも関連して、次のように指摘する。
- ・都市計画決定について、市の区域と町村の区域で大幅に異なることとしていることは、たとえば面の措置であるとしても、いかがなものであろうか。先述したとおり、都市計画は基礎自治体の基本的権能であるべきであり、市と町村で差を設ける性質のものではないと思うのである。町村の能力の問題ならば、その補完の方法を講ずることとすればよいであろう。
- ・「第一次勧告」のくらしづくり分野の行政にかかる事項についてみると、全般的に、次のようなことが指摘できる。／第一に、課題認識として記述されている事項と、勧告事項との間のギャップが大きなものが少なくないことである。…（中略）…／第二に、勧告で、各府省に検討を促すことにとどまっているものが少なくないことである。
- ・補助対象財産の財産処分弾力化についての改革の方向は、評価できるのではないかと思う。

CSRの取り組みと企業価値への影響

商学部教授 阪 智香

CSR報告書に関するKPMGの国際調査の結果が、3年ぶりに、2008年12月に公表された。この調査は、フォーチュン・グローバル500の上位250社および世界22カ国における売上高上位各100社の合計2,200社を超える企業をサンプルとした大規模な調査である。この調査の結果によると、フォーチュン・グローバル上位250社中、実に約8割がCSR報告書を作成しており、また、各国上位100社の中でCSR報告書を作成している割合が最も高いのは日本（90%）であった。

わが国では現在、1,000社を越える企業が環境報告書やCSR報告書などを発行・公表しており、その開示水準も高まってきた。それはとりもなおさず、企業のCSR活動が質・量共に改善されてきたことを示している（実行していないことは書けないからである）。最近では、単にCSR活動を実施しているというだけでなく、生田孝史「グローバル市場における日本企業のCSRサプライチェーン」『Economic Review』第12巻第4号（2008.10）で述べられているように、SWOT（強み・弱み・機会・脅威）分析をふまえて、欧米先行企業に比べて日本企業が出遅れているサプライチェーンにおけるCSRの取り組みを強化するなど、国際的な競争の中で生き残っていくためのさらに踏み込んだ取り組みが必要となっている。

しかし、昨今の景気の後退は、わが国企業のCSR活動全般に暗い陰を落としている。そもそも、CSR活動は、企業に財務的な余裕があるから行うのではない。しかしこれまで、CSR活動の実績（Corporate Social Performance: CSP）と財務実績（Corporate Financial Performance: CFP）の関係が明らかでないことが、企業がCSRの取り組みを進める上で障害となっていた。ただし、海外では、企業のCSR情報を用いて、CSPとCFPとの関連を調査する研究が100以上みられる。これらの研究結果はさまざまで、CSPとCFPに正の相関がみられるとする研究、CSPは市場ベースのCFPよりも会計数値によるCFPとより関連があるとする研究、CSPは過去および将来のCFPと関連があるとする研究、CSPとR&D投資に正の相関がみられるとする研究、CSRに取り組む企業のCFPは（そうでない企